会 議 録

会議名称	令和8年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会
開催日時	令和8年9月25日　10時00分～12時 00 分
開催場所	志津コミュニティセンター　2階　大会議室
出席者等	委　員：須藤委員、塚本委員、四方田委員、新井委員、 川野委員、木村委員、髙宮委員、松山委員、黒田委員、 大賀委員、西尾委員、近藤委員、大藏委員 事務局：和田福祉部長、増山障害福祉課長、 金田副主幹、佐藤主査、長谷川主査補、 和田主査補、井坂主事
会議議題	【1　開会】 【2　福祉部長あいさつ】 【3　委員自己紹介】 【4　総合支援協議会の概要について】 ※事務局説明 【5　議題】 ① 会長及び副会長の選任について ② 令和8年度専門部会等の取組について ③ 保育所等訪問支援の周知について ④ 第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）について ⑤ 公共施設再配置方針に基づく障害福祉課所管施設の今後の運営について ⑥ 令和7年度障害者虐待について（非公開） 【6　その他】 【7　閉会】
会議経過	別紙　令和8年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会　会議録のとおり

令和8年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会 会議録

【5 議題】に関する議事内容
①会長及び副会長の選任について

②令和8年度専門部会等の取組について
＜資料 1＞
（委員）
生活支援部会の活動について説明。
（委員）
啓発・権利擁護部会の活動について説明。
（委員）
就労支援部会の活動について説明。
（新井委員）
療育支援・教育部会の活動について説明。
（委員）
精神部会の活動について説明。

質疑
（委員）
成年後見制度の見直しが進められており、今後ますます制度の重要性が高まると考えられる。成年後見制度に関する勉強会を開催してはどうか。また、啓発・権利擁護部会の活動における「子ども向け福祉教育プログラム」とは、具体的にどのような内容か。

（委員）
成年後見制度に関する勉強会については、今後の啓発・権利擁護部会において、家族向け説明会や啓発活動につながる具体的な取組を企画・実施していく方針であり、実施の際には周知する予定である。「子ども向け福祉教育プログラム」については、精神障害をテーマとした中学生向けの 45 分程度の授業案を作成しており、根郷中学校での実施を検討している。今後は、学校への説明等を通じて得られた意見や助言を取り入れながら、より充実したプログラムとなるよう内容を検討していく。

③保育所等訪問支援の周知について
＜資料2＞
（事務局）
保育所等訪問支援の周知について説明。

質疑
特になし。

④第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）について
＜資料3、4、5＞
（事務局）
第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）について説明

質疑
（委員）
素案 38 ページ「佐倉市の地域生活支援拠点等について」に記載されている「面的整備」方式について、地域生活支援拠点等の充実に向けて十分に機能するのか疑問がある。また、62 ページ「居住系サービス」におけるグループホームの現状と課題について、令和8年6月に厚生労働省が示した障害福祉サービス事業者等の指定に係るガイドラインにおいて、グループホームが総量規制の対象に加えられたが、このことについて市の考えを伺いたい。

（事務局）
地域生活支援拠点等については、面的整備のメリットを活かしながら、市と事業所が協働し、相互に連携を図ることで機能の充実を図っていきたいと考えている。例えば、地域生活支援拠点等の登録事業所の拡充を進めるほか、専門的人材の養成に係る研修の実施や、県等が主催する既存研修の活用についても検討していく。また、相談支援事業所等連絡会などを通じて情報共有を行い、支援の質の向上も図っていきたいと考えている。

（事務局）
近年は、介護サービス包括型グループホームについて、市内外を問わず事業所数が増加している。グループホームの指定権限は千葉県が有しており、同県の計画に基づき総量規制が行われているが、現在のところ、総量規制に関する十分な情報は市に共有されていない。 市としては、介護サービス包括型だけでなく、日中サービス支援型の事業所についても増加が望ましいと考えているが、事業運営上の制約も大きく、事業者の参入に期待している状況である。

（事務局）
＜補足＞
グループホームの充実は、精神部会においても取り上げられている地域移行を進めるうえで必要不可欠なものであると認識している。そのため、各部会の活動を通じて、グループホームとの連携や情報共有を進め、市としてもその充実に努めていきたいと考えている。

（委員）
グループホームについては、利用者の高齢化が進み、より手厚い支援を必要とする人が増えているが、国からの手当などはあるのか。

（事務局）
日中に支援を必要とする利用者に対して支援員を配置する場合などには、加算の対象となることがあり、そういうところで活用されているものと考えている。
一方で、グループホームは必ずしもバリアフリー化されているわけではないため、利用者の状態に応じて介護施設への移行や日中サービス支援型グループホームの利用を検討するなど、相談支援事業所と連携しながら、適切な居住場所や支援体制の調整を行っている。

（委員）
今回の素案に限ったことではないが、これだけの量の資料を限られた会議時間の中で確認することになるため、議論が十分に深まらないのではないかと懸念している。

（佐藤）
資料が膨大であったため、本日は市から補足説明を行った。委員の皆様には、第２回会議までに改めて資料をご確認いただき、お気づきの点があれば計画に関するご質問やご意見をお寄せいただきたい。会議前であっても、電話等によるご質問やご意見を受け付けている。第１回会議でいただいたご意見等を踏まえながら、第２回、第３回と議論を深めていきたい。

⑤公共施設再配置方針に基づく障害福祉課所管施設の今後の運営について
＜資料6、参考資料3＞
（佐藤）
公共施設再配置方針に基づく障害福祉課所管施設の今後の運営について説明。

質疑
特になし。

⑥令和7年度障害者虐待について（非公開）

（以上）